函館市特別支援教育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 函館市の特別支援教育の充実に向け、関係機関の代表等が意見交流、協議するため、函館市特別支援教育推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進協議会は、以下の各号に掲げる事項を所掌し、推進協議会を運営するとともに、協議を行う。
 - (1)函館市の特別支援教育推進体制に関すること
 - (2) その他、推進協議会が必要と判断すること

(組織)

- 第3条 推進協議会は、委員20名程度をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる区分により、教育長が委嘱または指定する者とする。
 - (1) 医師
 - (2) 学識経験のある者
 - (3)教育職員
 - (4)福祉関係職員
 - (5)療育関係職員
 - (6) その他、関係機関職員
 - (7)親の会等

(任期)

- 第4条 任期は、委嘱または指定の日から翌年の3月31日までとする。
- 2 委員の再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

- 第5条 推進協議会に委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。
- 4 委員長, 副委員長は委員が互選する。

(会議の招集)

- 第6条 推進協議会の会議は、委員長が召集し、および主宰する。
- 2 推進協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は函館市教育委員会学校教育部が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、推進協議会の 会議で定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。